

工事請負事業者各位

名古屋市

工事請負契約における入札金額の内訳の記載確認
及び労務費ダンピング調査の試行について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法という。）」第12条の改正により、建設業者は入札時に入札金額の内訳を記載した書類を提出することとされていますが、その内訳に、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建退共制度の掛金の記載が義務付けられます。

それに伴い、本市では下記のとおり「入札金額の内訳の記載確認」及び「労務費ダンピング調査の試行」を実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 入札金額の内訳の記載確認

- ・本市における工事請負契約の入札において、提出された入札金額の内訳に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建退共制度の掛金が記載されているかの確認を行います。
- ・記載内容について問い合わせを行うことや、内訳の再提出を求めることがあります。

2 労務費ダンピング調査の試行

- ・入契法第13条に基づき、本市において、落札候補者が提出した内訳に記載されている直接工事費（労務費だけでなく材料費等も含めた合計額）の金額が一定水準（本市積算の直接工事費に97%を乗じた金額）を下回っていないかの確認及び理由書（別紙1）等の提出により、その金額となった理由の確認を行います。
- ・確認結果によっては、国土交通省の建設Gメンに通報を行うことがあります。
- ・対象工事はあらかじめその旨を明示することとします。

3 実施時期

令和8年1月5日以降に公告又は通知を行う案件から実施します。

名古屋市財政局契約部契約監理課

TEL (052) 972-2326

<参考>

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
令和 7 年 12 月 12 日施行 抜粋 ※下線部が改正箇所

（入札金額の内訳の提出）

第 12 条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第 13 条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号）令和 7 年 12 月 12 日施行 抜粋 ※下線部が改正箇所

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第 1 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）

第 12 条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

(別紙1)

年 月 日

(宛先) (市長又は契約事務受任者)

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

理由書

工事名：

当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。